

令和5年11月21日

総務企画常任委員協議会会議概要

副委員長 長谷川 章 悦

1 開催日時 令和5年11月21日（火曜日）午前11時02分～午前11時32分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和5年第4回定例会提出予定案件

- ①青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ②契約の締結について（青森市立筒井小学校旧校舎及び旧屋内運動場解体工事）
- ③専決処分の報告について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）
- ④青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

副委員長	長谷川 章 悦	委 員	舘 山 善 也
委 員	奈良 祥 孝	委 員	里 村 誠 悦
委 員	村 川 みどり	委 員	渡 部 伸 広
委 員	藤 田 誠		

○欠席委員

委員長 澁 谷 洋 子

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	舘 山 新	総務部次長	工 藤 拓 実
総務部理事	佐 藤 芳 之	危機管理監	牧 野 豊
企画部長	織 田 知 裕	税務部次長	柴 田 一 史
企画部理事	長 内 哲 史	選挙管理委員会事務局次長	森 敏 之
税務部長	横 内 修	総務課長	竹 内 巧
浪岡振興部長	舘 山 公	契約課長	佐々木 英 次
会計管理者	山 谷 直 大	納税支援課長	松 本 和 久
選挙管理委員会事務局長	齋 藤 賢 剛	関係課長等	
監査委員事務局長	加 福 理美子		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	柿 崎 良 輔	議事調査課主査	久 保 拓 哉
議事調査課主事	笹 雄 貴		

○長谷川章悦副委員長 ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

本日は、澁谷委員長が欠席となりますので、私が委員長の職務を代行いたします。よろしく申し上げます。

案件に入る前に、私から報告いたします。

本委員会に所属していた大矢保委員から11月16日付で、議長に対し、都市建設常任委員会への所属変更の申出があり、同日付で変更されましたので報告いたします。また、都市建設常任委員会に所属していた藤田誠委員から11月16日付で議長に対し、本委員会への所属変更の申出があり、同日付で変更されましたので報告いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

令和5年第4回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いを申し上げます。

初めに、「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和5年第4回定例会に提出を予定しております青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 概要」につきましては、本年8月7日の人事院勧告及び10月6日の青森県人事委員会勧告を勘案して、職員の給料月額等を改定し、及び会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給する等のため関係条例を改正しようとするものであります。

「2 改正対象条例」は、資料記載のとおり青森市職員の給与に関する条例ほか7条例となります。

「3 主な改正内容」についてであります。1つは、「I 給料表の改定」であります。

行政職給料表につきましては、高卒程度初任給が月額15万8900円から17万900円に1万2000円の引上げ、大卒程度初任給が月額19万1700円から20万2400円に1万700円の引上げをはじめ、若年層に重点を置きながら、全体で平均1.11%の引上げ改定を行おうとするものであります。

その他、公安職、教育職、医療職、任期付研究員及び特定任期付職員の給料表につきましても、行政職給料表との均衡を考慮して改定するものであります。

なお、任期付研究員及び特定任期付職員については該当する職員はいないものであります。

次に、2ページを御覧ください。

「II 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定」であります。民間の支給状況等を踏まえて、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ、一般職員については0.05月ずつ、再任用職員については0.025月ずつ引き上げようとするものであります。また、任期付研究員、特定任期付職員、特別職及び市議会議員につき

ましては、期末手当の年間の支給月数を 0.05 月引き上げようとするものであります。

支給月につきましては、令和 5 年度は、年間の引上げ分を 12 月支給分で、令和 6 年度以降につきましては、年間の支給分を 6 月と 12 月に支給分が均等になるよう支給することとしております。

次に、「Ⅲ 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給」であります。地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布されたことを受け、令和 6 年度から会計年度任用職員に対して、これまでの期末手当に加えて、勤勉手当を支給しようとするものであります。なお、支給月数については、資料記載のとおり、一般職員と同様の支給月数とするものです。

次に、3 ページを御覧ください。

「Ⅳ その他」であります。1 つに、医療技術職職員の人員配置状況を踏まえ、医療技術職職員の職務の級に応じた職務内容を定めております医療職給料表（二）級別基準職務表に主任言語聴覚士及び副作業療法士長を追加する改正、2 つに、常勤の特別職の職員に、一般職の例により通勤手当を支給することとする改正、3 つに、特定新型インフルエンザ等の救護作業等に従事した職員に特殊勤務手当の 1 つである感染症等作業手当を支給することとする改正及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫作業に従事した場合の同手当の支給額を引き上げる改正をしようとするものであります。

「4 施行期日」であります。令和 5 年度に係る改正は、公布の日から施行となります。また、「Ⅰ 給料表」及び「Ⅱ 期末手当及び勤勉手当の支給月数」に係る改正は、令和 5 年 4 月 1 日に遡及して適用し、「令和 6 年度以降に係る改正」は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、今回の改定による影響額は、おおむね一年度で 2 億 9640 万円程度となり、会計年度任用職員に対する期末手当の引き上げ及び勤勉手当の追加支給に係る令和 6 年度に見込まれる影響額は、おおむね 4 億 1570 万円程度を見込んでおります。

説明は以上となります。

○長谷川章悦副委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等はございませんか。村川委員。

○村川みどり委員 たしか人勧では、会計年度任用職員の給与も遡って上げていいよっていうふうになっていたはずだと思うんですけども、今回それが含まれていないのはなぜでしょうか。

○長谷川章悦副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

これまで市におきましては、会計年度任用職員につきましては、当該年度の人事院勧告に伴う給与改定については翌年度から改定してきております。ですので、今回もそれに倣いまして、来年、令和 6 年度から改定をしようとするものであります。

○長谷川章悦副委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今年度から遡ってもいいよというふうに入勧は言っているのに、やらないのはなぜかと聞きました。

○長谷川章悦副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 確かに、今年度からやることができるというふうにはなっておりますけれども、まずは、先ほども申し上げたとおり、これまで、いわゆる人事院勧告の反映分については翌年度から反映させてきているということ。また、会計年度任用職員は、全部で1200名ほどおります。その1200名の、いわゆるシステム上でまだその変更もなされてない中で、改定していくのは不可能ということもありますので、来年度からの支給という形に考えております。

○長谷川章悦副委員長 村川委員。委員長を通してください。

〔村川みどり委員「はい」と呼ぶ〕

○長谷川章悦副委員長 村川委員。

○村川みどり委員 すみませんでした。入勧で、やってもいいというふうに言っているわけですから。しかも、会計年度任用職員の皆さん、大変厳しい給与の中で頑張っているっていうことを考えれば、今年度からやってもいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

それから、その他の特定インフルエンザ職員の特殊勤務手当の改定は幾らから幾らになるのかと、感染症の作業手当——県では、たしか300円から600円に上げているんですけれども、それに倣ってのものでしょうか。

○長谷川章悦副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 まず、新型インフルエンザ感染症と同じような感染症に関わる救護作業等が必要となった場合の手当については、県の規定に準じまして、1日につき4000円を上限とする手当を支給しようとしているものです。また、高病原性鳥インフルエンザ等の発生部分については、今ほど村川委員からもありましたけれども、県のほうで、通常の作業を300円としていたものを600円と倍にしております。本市の場合は、これまで支給額を350円としておりましたので、その2倍ということで700円を支給するものとなります。

〔村川みどり委員「いいです」と呼ぶ〕

○長谷川章悦副委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川章悦副委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「契約の締結について（青森市立筒井小学校旧校舎及び旧屋内運動場解体工事）」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和5年第4回青森市議会定例会に提出を予定しております契約の締結について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

「1. 名称」は青森市立筒井小学校旧校舎及び旧屋内運動場解体工事、「3. 工事内容」については、既存の校舎及び屋内運動場の解体工事一式であり、既存校舎棟延床面積 4494.64 平方メートル、既存屋内運動場延床面積 1161.73 平方メートルの解体撤去を行うものであります。

「4. 工期」につきましては、令和 7 年 3 月 29 日までとなっております。

「7. 入札結果」につきましては、去る 10 月 18 日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社大新興業と 3 億 4937 万 1000 円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が 1 億 5000 万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上です。

○長谷川章悦副委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川章悦副委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和 4 年第 2 回定例会において御議決いただきました、青森市立西中学校屋内運動場改築工事につきまして、変更契約の締結に係る専決処分をさせていただきますので御報告申し上げます。

なお、本件につきましては、前回 10 月の総務企画常任委員協議会におきまして、専決処分をさせていただく予定である旨、あらかじめ御報告していた案件であります。

資料 1 を御覧ください。

「1 工事名」であります、青森市立西中学校屋内運動場改築工事、変更前の工期は、令和 4 年 7 月 5 日から令和 5 年 10 月 25 日まで、契約の相手方は、佐々木・相互特定建設工事共同企業体であります。

次に、「2 変更内容」につきましては、令和 5 年 9 月 5 日に相手方から鉄骨材料の納期遅延による工期延長の協議請求があり、協議の結果、3 か月の工期延長及び工期延長に伴う施工に必要な費用の変更を行ったものであります。

次に、「3 変更工期及び変更予定額」につきまして、まず、変更工期につきましては、令和 5 年 10 月 25 日までとしていた工期を令和 6 年 1 月 31 日まで延長することとしております。また、変更額については、②の特例措置適用後の金額 7 億 8399 万 2000 円に対し、③の変更後の金額が、7 億 9234 万 1000 円となり、増額分は 834

万 9000 円となります。

なお、①の当初の契約金額と比較いたしますと、増額分は 1134 万 1000 円、率にして 1.45%の増額となります。

変更内容、変更工期及び変更額につきましては以上となりますが、本件は、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき議会からあらかじめ指定をいただいております、変更により増減する金額が変更前の金額の 10 分の 1 に相当する額を超えないものでありますことから、令和 5 年 10 月 24 日、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分により、変更契約の締結をさせていただいたところであり、同条第 2 項の規定に基づき令和 5 年第 4 回定例会に報告することとしております。

説明は以上となります。

○長谷川章悦副委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川章悦副委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和 5 年第 4 回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 制定理由」であります。今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、産前産後期間における国民健康保険税を減額するため、制定しようとするものであります。

「2 改正内容（産前産後期間における国民健康保険税の減額措置）」ですが、産前産後期間における国民健康保険税の減額措置については、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、被用者保険いわゆる社会保険と同様に、出産前 6 週間及び出産後 8 週間は、労働による収入を得る稼働活動に従事できない期間として、国民健康保険被保険者の産前産後期間に相当する、4 か月分の所得割額及び均等割額を軽減するものであります。

軽減対象者は、出産する予定又は出産した被保険者で、妊娠 85 日以上の死産、流産、早産及び人工妊娠中絶をされた方も対象となります。

軽減対象額は、出産の予定日又は出産日が属する月の前月から、これらの日が属する月の翌々月までの 4 か月分の所得割額及び均等割額を、多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日、又は出産日に属する月の 3 か月前から、これらの日が属する月の翌々月までの 6 か月分の所得割額及び均等割額を軽減するものであります。

なお、低所得者に対する 7 割・5 割・2 割の法定軽減の適用を受けている場合は、軽減後の額をさらに減額するものであります。

減額する保険税額の取扱いにつきましては、減額する保険税額を、届出後の未到

来納期回数で案分し、各納期において徴収する保険税額から減額することとなります。

減額する保険税額が、届出後の未到来納期で徴収する保険税額の合計額を超えている場合や、当該年度の最終納期後である場合は、還付又は充当いたします。なお、届出は、出産予定日の6か月前から受付が可能となっております。

「3 保険税減収分に係る財政支援」は、産前産後における軽減制度の導入による国民健康保険税の減収分につきましては、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することとされており、このうち市町村負担分については、地方交付税措置されることとなっております。令和5年度課税分の試算では、軽減対象人数が54人、軽減額は45万9000円で、そのうち本市の負担分は11万4000円と見込んでおります。

「4 施行期日」については、地方税法等の一部改正の施行期日と同日の令和6年1月1日を予定しております。

なお、参考資料として、本市の保険税率の内訳及び単胎妊娠・出産については4か月分の、多胎妊娠・出産については6か月分の軽減額の内容に関する資料を添付しております。

説明は以上でございます。

○長谷川章悦副委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川章悦副委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川章悦副委員長 また、委員の皆さんから、御意見等はございませんか。村川委員。

○村川みどり委員 すみません、談合のことについて、聞いてもよろしいでしょうか。担当はこちらでしょうか。

〔館山新総務部長「保健部」と呼ぶ〕

○村川みどり委員 保健部になるの。それでは分からないですね。

〔「聞けばいいんじゃないのか」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員 報道で、近畿日本ツーリストが、業務をこなせるはずがないという報道があったんですけれども、その辺の真意というか趣旨は分かりますか。

○長谷川章悦副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 担当は、先ほど申し上げたとおり保健部なんですけれども、新聞紙上でそう書かれているようですが、基本的には入札する際に可否照会等をした上で、きちんとそういうことができるという見込みの下、入札に参加していただいているわけですので、そういう話が何というか、今さら出てくるのも逆に変な話な

のかなというふうにしては捉えております。

○長谷川章悦副委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それで、近畿日本ツーリストが再委託していたことは、市は気づかなかったんですか。

○長谷川章悦副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 気づくとか気づかないとかではなくて、そういう事実はないというふうにして捉えていたということです。

○長谷川章悦副委員長 村川委員。

○村川みどり委員 取りあえずいいです。

○長谷川章悦副委員長 館山委員、どうぞ。

○館山善也委員 ちょっと遡っちゃってごめんなさい。

筒井小学校の件なんですけれども、入札執行表の、「1 企業の施工実績」の中段のところの、平成 31 年から令和 4 年の施工実績の評価点の平均ってあるんですけども、この考え方というのは、今年が終われば、また 4 年間という形で見ると、平均でいいのか。また、これでいくと、もうほかの平均当てられると、低いところはもう今年 1 年、いくら頑張っても取れないっていうことは、イコールこの平均も、永遠にずっと点数が上がっていかないような感じで思うんですけども、それを説明してもらってもいいですか。

○長谷川章悦副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 担当課のほうからお答えさせます。

○長谷川章悦副委員長 契約課長。

○佐々木英次契約課長 契約課佐々木です。

こちらのほうの工事の成績については、過去 4 年間ということで、来年になれば、令和 2 年から令和 5 年、毎年、過去 4 年間ということで移行していきます。ですので、例えば、解体でいくと今回 2500 万円以上の工事になりますので、ほかの工事でも成績、いい点数を取って、要は、いい工事をする、成績のほうがよくなりますので、そのことによって、成績を上げていくと。それが企業の成長につながるというような、そういうような趣旨もありまして総合評価落札方式を取っておりますので、ほかの工事でも成績を上げていけるものと考えていました。

○長谷川章悦副委員長 館山委員。

○館山善也委員 そうすると今言ったように、1 回も取れなかった、仮に、4 年間取れなかった場合は、いくら頑張っても点数は上がっていかないという考え方になるのでしょうか。

○長谷川章悦副委員長 契約課長。

○佐々木英次契約課長 すみません。

過去 4 年間の工事成績になりますので、4 年間の受注実績がなければ、ないところにはなりません。

ただし、こちらの表にもありますように、企業の施工実績のみをもって評価するわけではなくて、それ以外の、他町村等での類似工事の実績ですとか、主任技術者の保有する資格ですとか、継続教育の取組、あと主任技術者における成績、工事の実績、あと災害協定の有無、それ以外、市の防災協力への実績ありとか、そういうふうなこと、ほかのものも含めて総合点で争っていく形になりますので、ほかのところでも点数を挽回していくこともできるのかなと考えています。

○長谷川章悦副委員長 館山委員。

○館山善也委員 それは分かっているんですけども、でも結果的に見れば、この点数の差が、幾ら金額で頑張っても追いつかないっていうことを言いたいんです。新規参入とか新しい企業をどんどん増やさなきゃいけないと思っているんですけども、こういう形が、2年に1回とか見直していると思うんですけども、ある程度この辺は実績を加味していかないと結果的に消化で終わってしまうという形になってしまうと思うんです。だからこの、失格になるところも、もうやけくそで九十何%とか出してくるような感じになってくると思うので、果たしてこれが本当に今後の市のためになるのかどうかっていうことを、疑問に思ったんで、今、質疑をしました。

○長谷川章悦副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 今、館山委員から言われましたことについては、今後の参考にさせていただきたいと思えますし、ただこの総合評価落札方式のこの点数の割り振り等については、今、県で行っている総合評価落札方式を参考にしながら進めているということ、また、総合評価落札方式に係る工事というのは、いわゆる大きい工事になりますので、確かに新規参入が難しいということは、話としては出てきますけれども、逆に、それだけ工事の難易度が上がるということも踏まえますと、工事の質の観点からということであれば、この考え方もまた成り立つということもあります。

ただ、いずれにしても今、館山委員から言われたことについては、今後検討の材料の一つとして考えていきたいと考えております。

○長谷川章悦副委員長 館山委員。

○館山善也委員 部長の言うことも分かるんですけども、結局それは県からの話を全部持ってきているだけで、県と同じ考えになってしまうのさ。だから、市は市でちゃんと独自に企業の地域産業を守っていかなくちゃいけない立場であるし、いろんな立場が違ってくると思うので、僕が言いたいのは、県を全く無視して、独自の考えを持っていかないと。県のことを参考にしとて言うけれども、もうほとんど全部が県の話じゃないですか。実際、S級から落としてほしいとかA級から落としてほしいという評価もあるわけなんです。それはなぜかっていうと、こういうことで入札が取れないからなんです。取れないからっていうこと自体がおかしいんであって、だから県でやっている、1回取ったら工期中は取れないとかやっているけれど

も、その辺もちょっと明確にしていきながら取り組んでほしいなというところでございました。

○長谷川章悦副委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川章悦副委員長 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。これにて、本日の協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(会 議 終 了)